

略して
所沢社協

社会福祉法人 <http://www.toko-shakyo.or.jp/>

所沢市社会福祉協議会

～平成30（2018）年度事業のしおり～

隣同士のつき合いや近隣同士の助け合いといった場面も少なくなり
地域社会の「まとまり」や「つながり」が弱まっています

みんなで知恵を出し合えば…
みんなで力を出し合えば…
さらに暮らしやすい地域ができるはず

所沢市社会福祉協議会は
市民のみなさまと
誰もが安心して暮らせる
支え合いのまちづくり（地域福祉）を
進めていきます！



GO! DASH!

所沢社協の地域福祉活動

シンボルマーク・キャッチフレーズ

- 目 次 -

- ◎ 社会福祉協議会とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.2
- ◎ 所沢市社会福祉協議会と地域福祉の推進・・・・・・・・ p.4
- ◎ 地域福祉推進の主な取り組み・・・・・・・・ p.6
- ◎ 所沢市社会福祉協議会の主な事業
 - * 高齢の方への支援・・・・・・・・ p.7
 - * 障がいのある方への支援・・・・・・・・ p.8
 - * 子育て中の方への支援・・・・・・・・ p.9
 - * 低所得の方への支援・・・・・・・・ p.9
 - * ボランティア・住民福祉活動への支援・・・・・・・・ p.10
 - * 広報・啓発活動・・・・・・・・ p.11
 - * その他の事業・・・・・・・・ p.11
- ◎ 所沢市社会福祉協議会の案内図・・・・・・・・ p.13

●固有の名称を除き「障害」を「障がい」と表記します

社会福祉協議会とは（略称「社協」）

1. 組織のあゆみ

- 社協は、戦後間もない昭和26年に民間の社会福祉活動の強化を図るため中央（全国）、都道府県レベルで誕生しました。そして、ほどなく市区町村へ組織を拡大し、福祉活動への住民参加をすすめながら、現在まで一貫して「福祉のまちづくり」の中心的な役割を果たしてきた、社会福祉法人格を有する民間の福祉団体です。所沢社協は、昭和27年に設立され、昭和43年に社会福祉法人に法人化されました。

2. 法律上の位置づけ

- 社会福祉協議会に関する規定は、社会福祉法（第109条）のなかで「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられています。

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3. 組織の性格、活動原則、機能（社協基本要項から抜粋「全国社会福祉協議会」）

- 性格
 - 1 地域住民組織と公私社会福祉事業関係者で構成すること
 - 2 住民主体の理念で地域の福祉課題の解決に取り組むこと
 - 3 住民の福祉活動の組織化、福祉事業の連絡調整と企画実施などを行うこと
 - 4 市区町村から全国までを結ぶ公共性と自主性を有する民間組織であること

- 活動原則

- 1 住民ニーズ基本の原則
調査などにより、地域住民の要望、福祉課題などの把握に努め、住民ニーズに基づく活動をすすめます。
- 2 住民活動主体の原則
住民の地域福祉への関心を高め、そこから生まれた自発的な参加による組織を基盤として、活動をすすめます。
- 3 民間性の原則
民間組織らしく、開拓性・即応性・柔軟性を生かした活動をすすめます。
- 4 公私協働の原則
社会福祉・保健・医療・教育の行政機関や民間団体などとの連携を図り、行政と民間組織との協働による活動をすすめます。
- 5 専門性の原則
住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくりなど、福祉の専門性を生かし活動をすすめます。



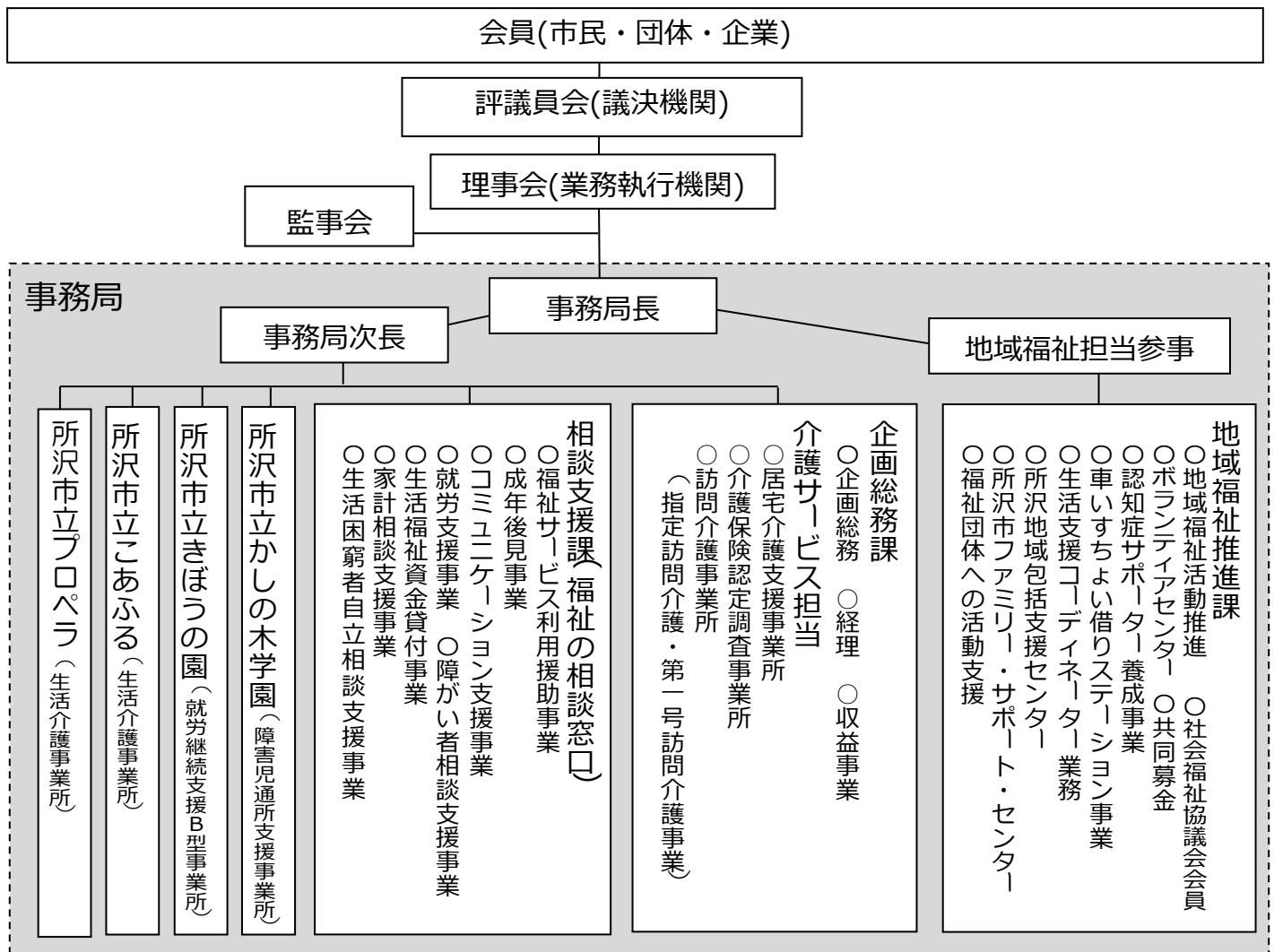
○ 機能

- 1 住民ニーズ・福祉課題の明確化および住民活動の推進機能
- 2 公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整機能
- 3 福祉活動・事業の企画および実施機能
- 4 調査研究・開発機能
- 5 計画策定、提言・改善運動機能
- 6 広報・啓発機能
- 7 福祉活動・事業の支援機能



4. 所沢市社会福祉協議会の組織

- 社会福祉協議会は、住民参加による事業経営を基調としていることから、市民を中心に会員を募っています。また役員である評議員、理事及び監事は社会福祉や保健・医療、教育などの関連分野の関係者や地域社会を構成する様々な専門家・機関・団体によって構成されています。



5. 運営の財源

- 社会福祉協議会を支える財源は、皆様に会員となって納めていただく会費と寄付金が基盤となっております。その他、斎場売店、自販機などからの収益金、介護保険事業の報酬、共同募金の配分金、委託金、補助金があります。
- 会員募集、寄付金の受入れは通年行っております。多くの個人・団体・企業の皆様にご理解とご協力くださいますようお願い申し上げます。



所沢市社会福祉協議会と地域福祉の推進

1. 地域福祉とは

- 地域住民が抱える生活課題を地域全体の課題としてとらえ、障がい・病気の有無などにかかわらず、赤ちゃんから高齢者まで誰もが安心して暮せるように、住民、行政、社会福祉関係者、ボランティア、NPO、企業等がお互いに協力して取り組んでいく考え方です。

2. 地域の役割・期待

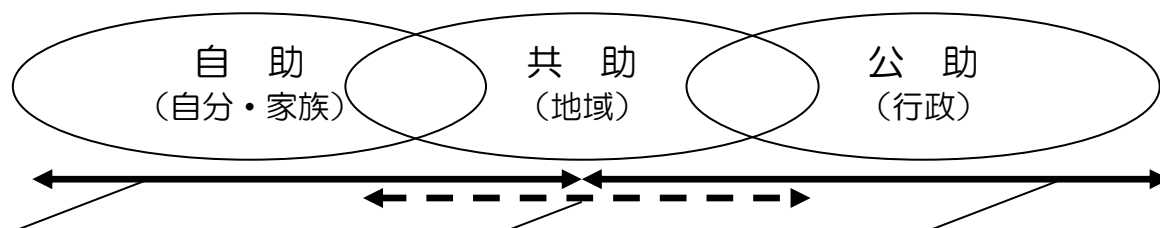
- 地域課題の解決にあたっては、

- ★地域ごとに内容が様々であり、地域の実情に応じた多様な対応が必要です
- ★日常生活に密着したものであり、きめ細かな個別の対応が必要です

このことから、全市的に統一した公的な福祉サービス（公助）で対応するだけでなく、各地域において、市民が行政との協働・役割分担のもとで、主体的に課題の解決に取り組み、「地域の助け合いによる福祉（共助）」で対応することが効果的になると考えられます。

3. 地域福祉の向上に向けた 3 つの助け

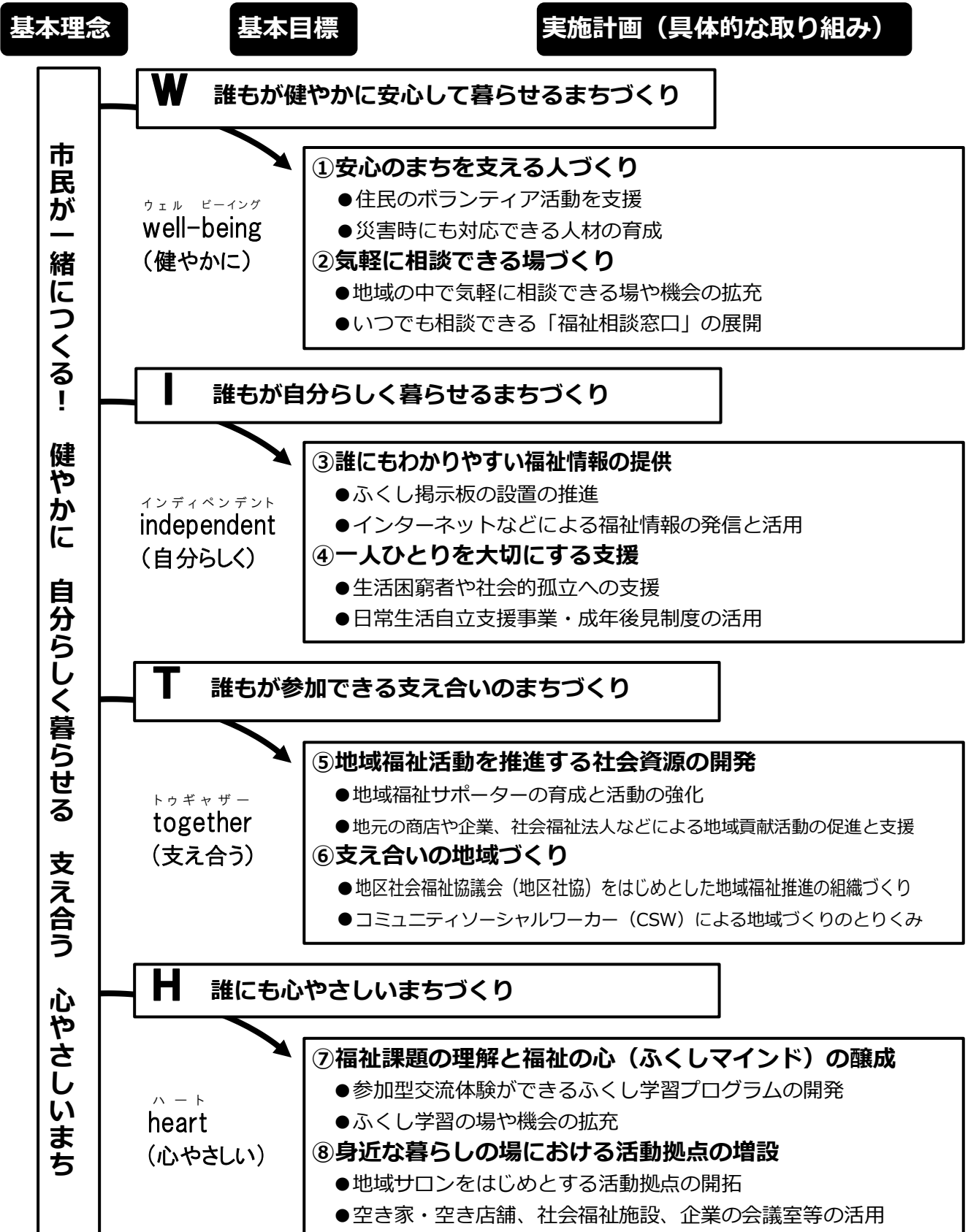
- 自 助
 - ・自分や家族による自助努力
（自分でできることは自分でする）
- 共 助
 - ・地域社会における相互扶助
（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）
 - ・民間非営利活動・事業、ボランティア・市民活動、社会福祉法人などによる支え
（「地域ぐるみ」の福祉活動に参加して地域で助け合う）
- 公 助
 - ・公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給
（行政でなければできないことは、行政がしっかりとる）



- 自分や家族、地域住民の主体的な行動・活動で対応できるもの
- 地域住民との相互扶助、行政との相互協力（協働）の領域
- 行政施策として行うべきもの

4. 地域福祉活動計画 in 所沢”^{ウィズ}ところWITHプラン”

- 地域福祉の向上が求められる中、所沢市社会福祉協議会では、第4次地域福祉活動計画を策定しました。この計画は、日常生活の中で生じる様々な課題を整理して、社協、地域住民、多様な機関・団体が連携・協働しながら地域福祉活動を推進していくことを目的としています。計画の期間は平成27年度から平成32年度の6年間です。



地域福祉推進の主な取り組み

1. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の全地区配置

- 市内 11 行政地区ごとに担当 CSW がいます。ひとり一人の個別の相談支援を行いながら、地域の生活課題の発見や解決に向け、法律で定められた地域住民と協働して一緒に取り組む専門職です。地域とのつながりの再構築を図ります。

2. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の取り組み

(1) 個別相談・支援

誰にも助けを求められずに、社会的に孤立している人や制度の狭間で支援を受けられない人など、様々な生活課題を抱える世帯への相談支援を行い、必要に応じて福祉関係機関等と連携・協働します。

【生活上の様々な困りごと・課題の例】

- ・ 離職による生活困窮・・・
- ・ 加齢による体力低下や認知症のため、身の回りのこと（買物・掃除・ゴミ出しなど）ができなくなる・・・
- ・ 課題が多すぎて、どこに相談していいのかわからない・・・
- ・ 長い間自宅にこもっていて一歩を踏み出せない・・・
- ・ 介護・育児ストレス（ダブルケア）、虐待・・・
- ・ 定年退職後、何も楽しみ・生きがい（趣味など）がない・・・ 等



(2) アウトリーチにより地域の課題を把握する

地域で開催される会議体や相談会に参加し、または自ら開催して、地域課題の把握に努めます。

【会議体や相談会の例】

- ・ まちづくり協議会・地区社協との連携・協働
- ・ 地域ケア会議への参加
- ・ 住民懇談会など福祉情報交換会の開催
- ・ 各地区身近な相談窓口の設置等



(3) 地域住民の方が実施する支援活動等につなぐ

住みなれた地域で安心して暮らせるように、住民活動による支援につながるようサポートします。

【住民活動の例】

- ・ ボランティア活動・サークル活動等
- ・ 高齢者サロン・子育てサロン・多世代型サロン等
- ・ こども食堂・学習支援等

(4) 居場所や支え合いの仕組みづくり

地域の住民の方と協働しながら、地域の中にちょっと立ち寄れる居場所や、助け合いの仕組みづくりをサポートします。

所沢市社会福祉協議会の主な事業

高 齢の方への支援

●わたしのまちの車いすちょい借りステーション

住民及び商店、企業、福祉施設との協働により、より身近に車いす貸出を行う地域の拠点として「わたしのまちの車いすステーション」を設置し、一時的に車いすが必要な方に無料で貸出を行います。また、一年の内で3か月以内に貸出を行う車いす短期貸出も行っています。

(問い合わせ：地域福祉推進課・tel.04-2925-0041/fax.04-2925-3419/所在地：所沢市泉町 1861-1-3 階)

●福祉サービス利用援助事業（埼玉県社会福祉協議会委託事業）

物忘れのある高齢の方、知的障がい・精神障がいのある方などで判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスを利用する際の支援や日常的な金銭管理、大切な書類（年金証書、不動産の権利証書など）の預かりなどの支援を行っています。1回1時間まで1,200円、以降30分ごとに400円が加算されます（日常的な金銭管理に使用する通帳をお預かりする場合は、1時間までが1,600円です）。書類預かりの場合、基本料2,000円（1年間）、利用料500円（1ヶ月）。

(問い合わせ：相談支援課・tel.04-2929-1711/fax.04-2923-4780/所在地：所沢市泉町 1861-1-1 階)

●所沢地域包括支援センター（所沢市委託事業）

所沢地区を対象に、在宅の暮らしや介護について不安を持つ高齢の方やその家族から、福祉サービスや介護保険に関する事などの様々な相談をお受けいたします。その他、地域ケア会議や介護予防教室を開催しています。また、介護予防支援（要支援1・2）のサービスを利用する方のプランを作成します。

(問い合わせ：地域福祉推進課・tel.04-2926-4426/fax.04-2926-4422/

所在地：所沢市御幸町 1-16-207（所沢スカイライズタワー）

●生活支援コーディネーター業務（所沢市委託事業）

介護保険法改正に伴う生活支援体制整備事業で、「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続ける」ことができる地域づくりを進めます。市内全域に生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置、地域資源の情報を分かりやすく提供する事で地域の力と高齢者をつなぐ仕組みをつくります。

(問い合わせ：地域福祉推進課・tel.04-2925-0041/fax.04-2925-3419/所在地：所沢市泉町 1861-1-3 階)

●居宅介護支援事業所（介護保険事業）

介護保険サービスを利用する場合、ケアプランの作成が必要です。介護支援専門員が相談・作成・サービスの利用まで全面的にお手伝いします。

(問い合わせ：企画総務課・tel.04-2929-1702/fax.04-2929-1712/所在地：所沢市泉町 1850-4)

●介護保険認定調査事業所（介護保険事業）

市町村事務受託法人として要介護認定調査を実施します。

(問い合わせ：企画総務課・tel.04-2929-1702/fax.04-2929-1712/所在地：所沢市泉町 1850-4)

●訪問介護事業所（介護保険事業・障害福祉サービス事業）

介護保険法及び障害者総合支援法に基づく、訪問介護サービス（訪問介護・訪問型サービス（予防訪問相当）／居宅介護・重度訪問介護・同行援護）の提供及び移動支援事業を行っています。

（問い合わせ：企画総務課・tel.04-2995-1176/fax.04-2991-4691/所在地：所沢市上安松 1224-1 所沢市保健センター内）

●成年後見事業（所沢市委託事業）

法人として、成年後見人等となり、皆様の暮らしを支える「法人後見」を行っています。そのほか、電話や窓口で、成年後見制度に関する相談をお受けします。

（問い合わせ：相談支援課・tel.04-2929-1711/fax.04-2923-4780/所在地：所沢市泉町 1861-1-1 階）

障がいのある方への支援・・・・・・・・

●コミュニケーション支援事業（所沢市委託事業）

手話通訳者や要約筆記者の派遣及び手話、要約筆記、点訳や音訳の講習会を開催しています。

（問い合わせ：相談支援課・tel.04-2939-5064/fax.04-2923-4780/所在地：所沢市泉町 1861-1-1 階）

●就労支援事業（所沢市委託事業）

障がいのある方が生きがいをもって自立した生活がおくれるよう、就労の相談・調整などの支援を行っています。

（問い合わせ：相談支援課・tel.04-2921-9200/fax.04-2923-4780/所在地：所沢市泉町 1861-1-1 階）



●基幹相談支援事業（所沢市委託事業）

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談窓口です。地域の相談支援のスキル向上や人材育成も併せて行っています。

（問い合わせ：相談支援課・tel.04-2929-1705/fax.04-2923-4780/所在地：所沢市泉町 1861-1-1 階）

●指定特定・指定障害児相談支援事業（自主事業）

障がい福祉サービスの利用を希望される方に対して相談支援専門員が話を伺い、ニーズにもとづいてサービス等利用計画を作成します。

（問い合わせ：相談支援課・tel.04-2929-1705/fax.04-2923-4780/所在地：所沢市泉町 1861-1-1 階）

●指定一般相談支援事業（自主事業）

長期にわたり施設で生活されている方や精神科病院に入院されている方が、安心して地域に移行して生活できるように支援します。

（問い合わせ：相談支援課・tel.04-2929-1705/fax.04-2923-4780/所在地：所沢市泉町 1861-1-1 階）

●所沢市立かしの木学園（所沢市指定管理）

児童発達支援事業所を運営し、就学前の障がいのある0歳から6歳の児童を対象に日常生活における基本動作の訓練や集団生活への適応訓練・家庭療育の相談支援などを行っています。

（問い合わせ：tel.04-2942-4024/fax.04-2942-3404/所在地：所沢市中富 1535-3）

●**所沢市立きぼうの園**（所沢市指定管理）

就労継続支援 B 型事業所を運営し、作業活動や余暇活動などを通じて知的障がいのある方などの社会参加への支援を行っています。

（問い合わせ：tel.04-2995-2851/fax.04-2996-2025/所在地：所沢市北原町 937-1）

●**所沢市立こあふる**（所沢市指定管理）

生活介護事業所を運営し、作業活動や余暇活動、必要な生活面の介助などを通じて知的障がいのある方などの社会参加への支援を行っています。

（問い合わせ：tel.04-2938-1500/fax.04-2938-1502/所在地：所沢市三ヶ島 5-828-6）

●**所沢市立プロペラ**（所沢市指定管理）

生活介護事業所を運営し、作業活動や余暇活動、必要な生活面の介助などを通じて知的障がいのある方などの社会参加への支援を行っています。

（問い合わせ：tel.04-2945-7777/fax.04-2945-7161/所在地：所沢市坂之下 673-1）

●**わたしのまちの車いすちよい借りステーション**・・・再掲 p.7

●**福祉サービス利用援助事業**・・・再掲 p.7

●**成年後見事業**・・・再掲 p.8



子 育て中の方への支援・・・・・・・・・・

●**所沢市ファミリー・サポート・センター**（所沢市委託事業）

小学校卒業までのお子さんの子育ての援助を受けたい方(利用会員)に、子育ての援助を行いたい方(援助会員)を紹介しています。あらかじめ会員登録(無料)が必要です。

（問い合わせ：地域福祉推進課・tel.04-2921-0070/fax.04-2921-0076

/所在地：所沢市緑町 1-6 プラザシティ新所沢けやき通り団地 18 号棟 101 号室）

低 所得の方への支援・・・・・・・・・・

●**生活福祉資金貸付事業**（埼玉県社会福祉協議会委託事業）

【総合支援資金】

失業等により、日常生活全般に困難を抱えた世帯へ、生活費及び一時的な資金を御融資し自立を支援する制度です。（①生活支援費、②住宅入居費、③一時生活再建費）

【福祉資金】

低所得世帯、障がい者手帳などを持つ方がいる世帯、介護を要する高齢者がいる世帯に対して、自立生活を営むために一時的に必要であると見込まれる費用を御融資する制度です。（①福祉費：生業、技能習得、住宅改修、福祉用具購入、中国残留邦人等国民年金追納、療養、介護、災害、冠婚葬祭、転居、技能習得支度など、②緊急小口資金）

【教育支援資金】

低所得世帯に対し、高等学校、大学または高等専門学校に就学あるいは入学に際して、必要な経費として御融資する制度です。（①教育支援費、②就学支度費）

【不動産担保型生活資金】

一定の居住用不動産を所有しており、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を御融資する制度です。(①不動産担保型生活資金、②要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

【臨時特例つなぎ資金】

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を困窮している方に貸し付ける制度です。

(問い合わせ：相談支援課・tel.04-2968-3960/fax.04-2923-4780/所在地：所沢市泉町 1861-1-1 階)

●生活困窮者自立相談支援事業（所沢市委託事業）

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困り生活に支障が出たり、引きこもりや地域から孤立したり、どこに相談すればよいか分からない方々の相談をお受けします。共に考え相談員が伴走しながら自立を目指す事業です。

(問い合わせ：相談支援課・tel.04-2968-3960/fax.04-2923-4780/所在地：所沢市泉町 1861-1-1 階)

●家計相談支援事業（所沢市委託事業）

失業や債務問題などにより、経済的に不安を抱えている人に対し、家計相談支援員が家計を再建するための支援を行います。生活に困窮している人が生活保護に陥る前に、自立できるように相談員が状況に応じた支援計画を作成します。

(問い合わせ：相談支援課・tel.04-2968-3960/fax.04-2923-4780/所在地：所沢市泉町 1861-1-1 階)

●緊急援護事業

他の制度等では生活費や食料品の調達が困難な場合に相談にお受けする事業です。

(問い合わせ：相談支援課・tel.04-2968-3960/fax.04-2923-4780/所在地：所沢市泉町 1861-1-1 階)

ボランティア・住民福祉活動への支援・・・・・・・・

●ボランティアセンター

ボランティア活動の推進を図るため、ボランティアに関する情報提供や相談・調整、人材育成、ボランティア活動への助成、ボランティア保険の手続き、学校などにおけるふくし学習の支援を行っています。そのほか、地域の行事等で活用できる器材の一般貸出を行っています。(例)綿あめ機、ポップコーンマシン等

(問い合わせ：地域福祉推進課・tel.04-2925-0041/fax.04-2925-3419/所在地：所沢市泉町 1861-1-3 階)

●災害ボランティア

所沢市で大きな災害が発生した際は、「所沢市地域防災計画」において、所沢市と協力し、所沢市社会福祉協議会が「災害ボランティアセンター」を設置することが位置づけられており、「所沢市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、対応します。平時は、ボランティア育成や訓練などに取り組みます。

(問い合わせ：地域福祉推進課・tel.04-2925-0041/fax.04-2925-3419/所在地：所沢市泉町 1861-1-3 階)

●地域福祉活動計画 in 所沢 “^{ウィズ}ところWITHプラン”

計画に基づき、地域住民や様々な機関・団体と連携・協働しながら地域福祉活動を推進しています。地域福祉活動のネットワークづくり、福祉学習の推進、人材育成、サロン活動の推進などに取り組んでいます。

(問い合わせ：地域福祉推進課・tel.04-2925-0041/fax.04-2925-3419/所在地：所沢市泉町 1861-1-3 階)

●認知症サポーター養成事業（所沢市委託事業）

認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域で認知症の方やその家族を手助けする「認知症サポーター」の養成を行います。（年4回定期開催）

(問い合わせ：地域福祉推進課・tel.04-2925-0041/fax.04-2925-3419/所在地：所沢市泉町 1861-1-3 階)

広報・啓発活動・・・・・・・・

●所沢社協ホームページ

所沢社協の取り組み、市内の福祉情報を掲載しています。

・ホームページ → <http://www.toko-shakyo.or.jp/>

(問い合わせ：企画総務課・tel.04-2926-8202/fax.04-2925-3419/所在地：所沢市泉町 1861-1-3 階)

●所沢社協だより「ちゃお！」の発行

所沢社協の取り組み、市内の福祉情報を掲載しています。

(年6回発行・回覧及び公民館等に配架)

(問い合わせ：地域福祉推進課・tel.04-2925-0041/fax.04-2925-3419/所在地：所沢市泉町 1861-1-3 階)

その他の事業・・・・・・・・

●所沢市社会福祉大会の開催

社会福祉の発展に寄与され方々の表彰を所沢市と共催して行っています。

(問い合わせ：企画総務課・tel.04-2926-8202/fax.04-2925-3419/所在地：所沢市泉町 1861-1)

●社会福祉協議会会員の募集

市民を中心に会員を募り、いただいた会費により所沢社協が行っている福祉活動及び地域の福祉活動の応援をさせていただいています。

(住民会員・福祉会員・賛助会員・特別賛助会員)

(問い合わせ：地域福祉推進課・tel.04-2925-0041/fax.04-2925-3419/所在地：所沢市泉町 1861-1-3 階)

●各種寄付の推進

所沢社協への金銭、物品、所沢市愛の福祉基金、所沢市子ども未来基金への寄付の受入れを行っています。

(問い合わせ：企画総務課・tel.04-2926-8202/fax.04-2925-3419/所在地：所沢市泉町 1861-1-3 階)

●共同募金運動の推進

埼玉県共同募金会所沢市支会として共同募金運動（赤い羽根募金、地域歳末たすけあい募金）の推進を行っています。

（問い合わせ：地域福祉推進課・tel.04-2925-0041/fax.04-2925-3419/所在地：所沢市泉町 1861-1-3 階）

●彩の国あんしんセーフティネット事業

埼玉県社会福祉協議会が設置する埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会が実施主体となり、経済的にお困りの方に対して、市内の会員社会福祉法人と連携して支援を行います。

（問い合わせ：相談支援課・tel.04-2929-1711/fax.04-2925-3419/所在地：所沢市泉町 1861-1-1 階）

●福祉団体への活動支援

- ・所沢市民生委員・児童委員連合会
- ・所沢市長生クラブ連合会
- ・所沢地区保護司会所沢三芳支部
- ・所沢地区更生保護女性会
- ・所沢市遺族連合会
- ・所沢市母子寡婦福祉会
- ・所沢市身体障害者福祉会
- ・所沢市赤十字奉仕団
- ・所沢市民間高齢者福祉連絡協議会

（問い合わせ：地域福祉推進課・tel.04-2925-0041/fax.04-2925-3419/所在地：所沢市泉町 1861-1-3 階）

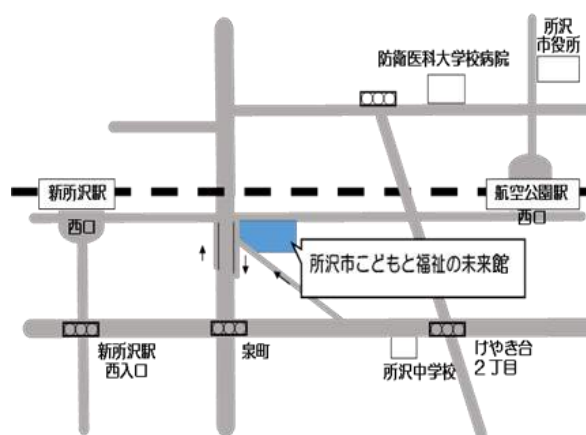
所沢市社会福祉協議会の案内図

〒359-1112

所沢市泉町 1861-1

電話 04-2926-8202

FAX 04-2925-3419



【「所沢市子どもと福祉の未来館」における主な事業】

«所沢市子どもと福祉の未来館 1階» (市等受託事業)

| 事業名 | 電話 | FAX |
|------------------------|--------------|--------------|
| 生活困窮者自立相談支援事業・生活福祉資金貸付 | 04-2968-3960 | 04-2923-4780 |
| 成年後見事業・福祉サービス利用援助事業 | 04-2929-1711 | |
| ところざわ就労支援センター | 04-2921-9200 | |
| 基幹相談支援センター | 04-2929-1705 | |
| ところざわ障がい者相談支援センター | 04-2929-1705 | |
| 手話通訳・要約筆記派遣事務所 | 04-2939-5064 | |

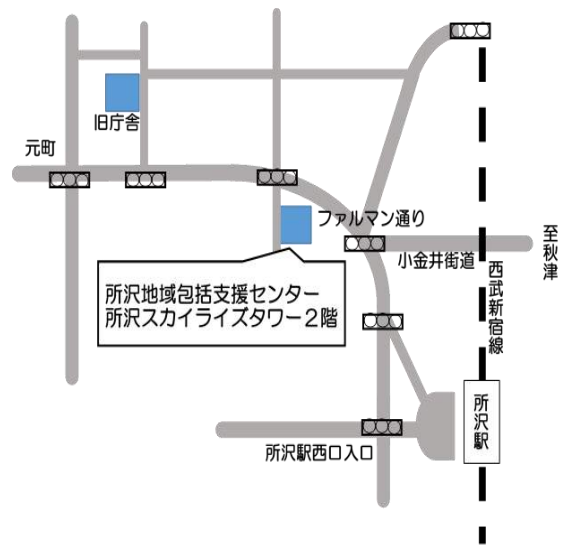
«所沢市子どもと福祉の未来館 3階»

| 事業名 | 電話 | FAX |
|---|--------------|--------------|
| 企画総務課 | 04-2926-8202 | 04-2925-3419 |
| 地域福祉推進課 (地域福祉推進(CSW)、ボランティアセンター、生活支援体制整備事業、車いす短期貸出事業、共同募金、団体事務等) | 04-2925-0041 | |

所沢市子どもと福祉の未来館以外の事業所等について

■ 所沢地域包括支援センター

〒359-1115 所沢市御幸町 1-16-207
 (所沢スカイライズタワー)
 電話 04-2926-4426 / FAX 04-2926-4422



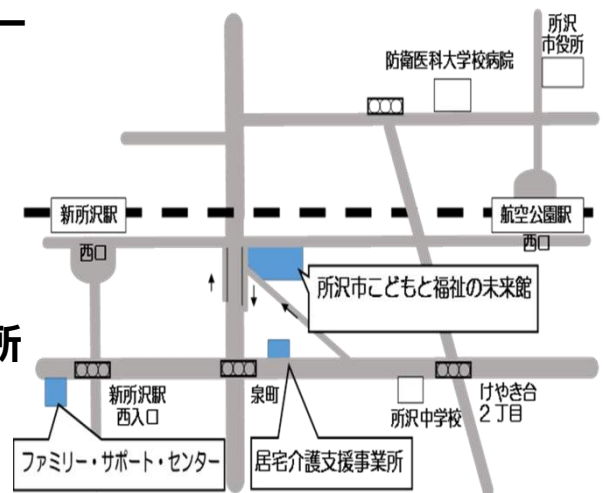
■ 所沢市ファミリー・サポート・センター

〒359-1111 所沢市緑町 1-6 プラザシティ新所沢
 けやき通り団地 18号棟 101号室
 電話 04-2921-0070 / FAX 04-2921-0076

■ 所沢市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

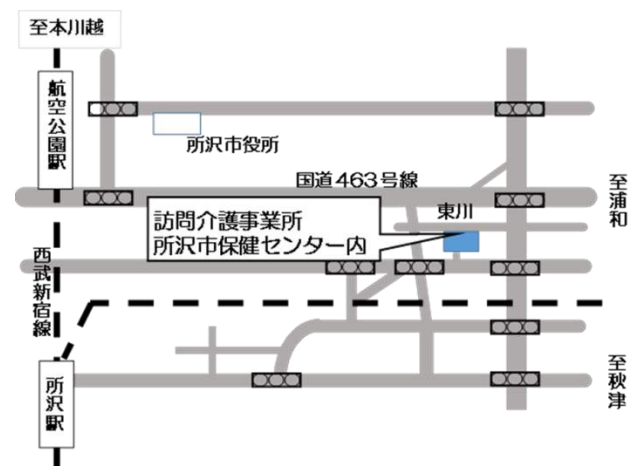
■ 所沢市社会福祉協議会介護保険認定調査事業所

〒359-1112 所沢市泉町 1850-4
 電話 居宅介護支援 : 04-2929-1702
 認定調査 : 04-2928-3301
 FAX 04-2929-1712



■ 所沢市社会福祉協議会訪問介護事業所

〒359-0025 所沢市上安松 1224-1
 (所沢市保健センター内)
 電話 04-2995-1176 / FAX 04-2991-4691



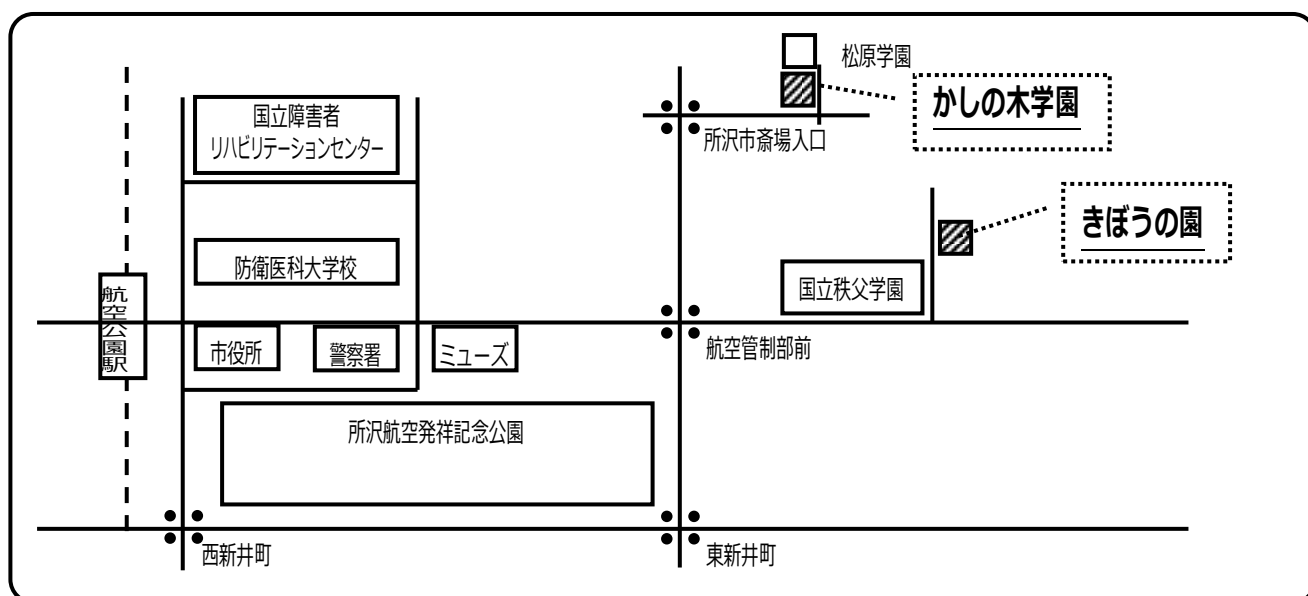
所沢市指定管理 4 施設について

■ 所沢市立かしの木学園

〒359-0002 所沢市中富 1535-3 電話 04-2942-4024 FAX04-2942-3404

■ 所沢市立きぼうの園

〒359-0004 所沢市北原町 937-1 電話 04-2995-2851 FAX04-2996-2025

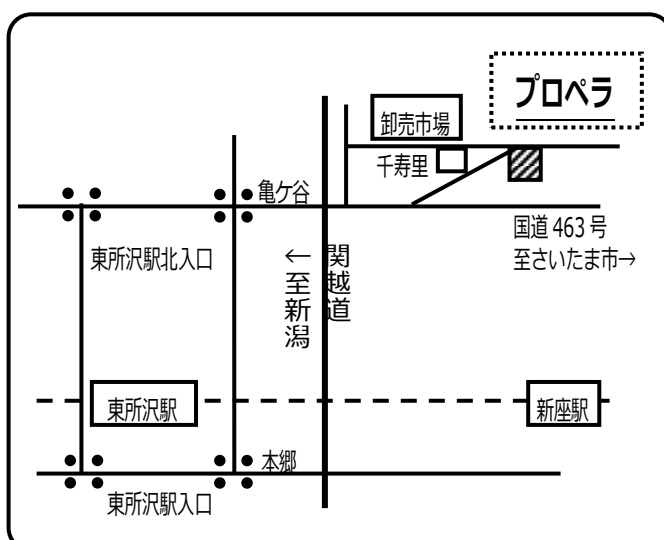
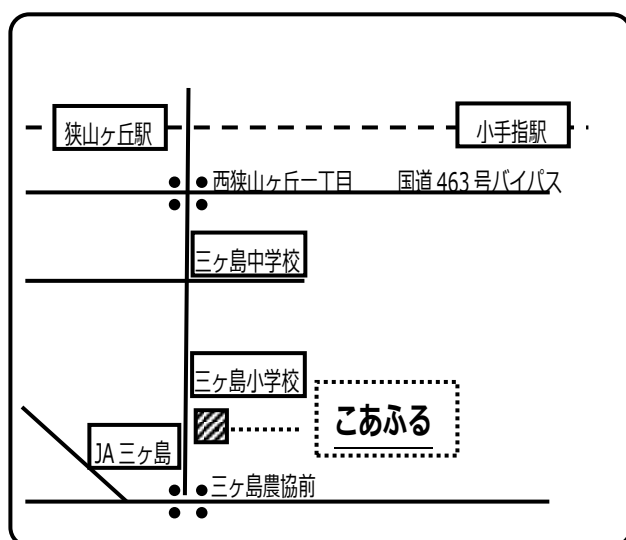


■ 所沢市立こあふる

〒359-1164 所沢市三ヶ島 5-828-6 電話 04-2938-1500 FAX04-2938-1502

■ 所沢市立プロペラ

〒359-0012 所沢市坂之下 673-1 電話 04-2945-7777 FAX04-2945-7161



発行 平成 30 年 4 月 1 日作成
社会福祉法人所沢市社会福祉協議会
〒359-1112 所沢市泉町 1861-1
Tel.04-2926-8202/Fax.04-2925-3419
<http://www.toko-shakyo.or.jp/>